

令和8年6月5日

保 護 者 様

岡山県立矢掛高等学校PTA会長  
岡 山 県 立 矢 掛 高 等 学 校 長

### 学校徴収金の一部減免について

平素から本校の教育活動に格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本校PTAでは、学校徴収金の一部について減免制度を設けております。減免を希望される方は、裏面をご覧ください、事務室で申請書類を受け取り、必要事項を御記入の上、提出期限までに証明書類とともに提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

1 提出期限 令和8年8月24日（月）

2 そ の 他

- （1） 既に認定を受けられている方は定期確認の御案内を郵送しています。  
御確認の上、必要書類を期日までに事務室に提出してください。
- （2） 年度途中で家計等の急変で減免を受ける必要が生じた場合は、随時受け付けておりますので、事務室まで御相談ください。

問い合わせ先

岡山県立矢掛高等学校 事務室

TEL：0866-82-0045

（平日 8：55～16：55）

## 学校徴収金の一部減免について

下記 1 のいずれかに該当する場合、認定した年度分から学校徴収金の一部を減免しますので、下記 2 により申請してください。

すでにご兄弟姉妹が減免されている方について、生徒 1 人ごとに申請が必要です。他のお子様につきましては新たに申請していただきますようお願いします。

### 1 減免認定条件

- (1) 生活保護法により保護を受けている世帯の生徒
- (2) 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者の市町村民税が非課税、又は均等割のみ納付している世帯の生徒
- (3) 保護者又は里親が自動車事故で死亡又は後遺障害（1 級から 3 級までに該当する）となり、(1)・(2)と同程度に生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- (4) 同一世帯で主として生計を維持し、学資を負担している者が、死亡又は精神もしくは身体の障害、災害、その他の理由で生活が困窮し、他に学資を負担する者がいないと認められる世帯の生徒
- (5) その他、岡山県授業料免除基準に該当する生徒

### 2 減免申請手続

上記 1 の(1)～(5)のいずれかに該当し、減免を希望される保護者の方は、提出期限までに次の書類を提出願います。

#### (1) 全員提出

- ア「学校徴収金減免申請書」（様式第 1 号）
- イ「家庭状況調書」（様式第 5 号）

#### (2) いずれかを提出

- ア 生活保護受給者  
「生活保護法に係る証明書」（様式第 2 号）
- イ 生活保護受給者以外  
「令和 8 年度 所得・課税証明書」（親権者の人数分）  
※自治体によって証明書の名称が異なりますので、御留意ください。  
※減免事由によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。  
※審査は授業料の減免基準に基づき行います。

### 3 減免額 5, 400 円

#### 【内訳】

- 教育振興費 1 月あたり 300 円×12 ヶ月＝3, 600 円を免除
- 進路指導費 1 月あたり 150 円×12 ヶ月＝1, 800 円を免除

### 4 減免期間

この制度は減免決定の年度から卒業（退学・除籍・転学）まで対象となります。毎年課税証明による定期確認を行います。それにより認定条件から外れた場合、認定を取り消すことがあります。

なお、認定後に家庭状況及び収入状況の変動等により、上記 1 の減免認定条件から外れる場合は速やかに矢掛高校事務室まで申し出てください。

### 5 留意点

- (1) 減免の取り扱いについては、個人の秘密を守り、目的が十分達せられるよう配慮します。
- (2) 減免の申請方法等で不明な点や御質問等がありましたら、下記問い合わせ先へ御連絡ください。

|                                    |
|------------------------------------|
| 問い合わせ先 矢掛高等学校 事務室 TEL：0866－82－0045 |
|------------------------------------|